

採石業におけるコンベアを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	7~8	<p>運転中の碎石プラントを巡回中に、ベルトコンベアのキャリアローラーが止まっているのを発見した。これを復旧回転させる作業中に足元がふらつき、咄嗟に出した左手を、ベルトコンベアと、隣で回転中のキャリアローラーに巻き込まれ、左母指基節部を粉碎骨折した。</p>	51	10~29
4	14~15	<p>碎石場のプラント工場で監視作業をしている時、碎石がモーターとベルトコンベアの間に入り、取り除こうとしたときに右腕を挟まれた。</p>	62	1~9
7	14~15	<p>生産稼働中の碎石プラントを巡回中に、ベルトコンベアテール部の堆積物を乗り越えようとしたところ、足が滑り、体を支えようとして、とっさに出した右手をベルトコンベアとキャリアローラーの間に巻き込まれ、罹災した。</p>	63	10~29
7	8~9	<p>被災者は、当日、当社採石場内においた、ベルトコンベアの修理作業中、テールプーリーのベアリングが破損し、ベアリングを交換のため受け具のボルトを切断していた処、受け具が突然右に倒れた際、被災者の右膝付近に当たり負傷したものである。</p>	50	1~9
10	10~11	<p>碎石総合プラントの0~40mm製品用ベルトコンベアの積載側で被災者が先週取り替えたベルトの点検をするため1人でコンベアを稼働してアジャスターでベルトを調整して試運転した後にコンベアを稼働させたままの状態先日溶接した箇所を目視で点検しようとして回転部に近づいて巻きこまれたと思われる。同僚社員が発見した時は右腕が切断されて左腕の衣服が回転ドラムのシャフトに巻きこまれた状態で意識が無く救出後搬送された病院で死亡が確認された。</p>	48	1~9

11	7~8	当社砕石工場において、砕石プラントを稼働するための準備をしていたところ、ベルトコンベアに衣服が掛かり左腕が巻き込まれ、左腕を負傷した。	46	30 ~ 49
11	14~ 15	事業所内の砕石場における、砕石プラントのベルトに絡まった泥を手作業で除去していたところ、誤ってプラントに付いている機械の尖鋭部分に手を引っ掛けてしまい、右手第一指の付け根部分を深く切った。	74	1 ~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html